

高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却の償却限度額の計算に関する付表（措法47③、68の34③、旧措法47③、68の34③）

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	( )
----------------------	--------	-----	-----

高齢者向け優良賃貸住宅の種類	1	建物・建物附属設備	建物・建物附属設備	建物・建物附属設備
家屋の構造又は設備の名称	2			
細目及び耐用年数	3	( )年	( )年	( )年
同上の所在地	4			
取得等年月日	5	平・・	平・・	平・・
新築等の後、最初に事業の用に供した年月日	6	平・・	平・・	平・・
取得価額	7	円	円	円
同上のうち対象となる部分の取得価額	8			
同上に係る普通償却限度額	9			
割増償却率	10	$\frac{36,40,50又は55}{100}$	$\frac{36,40,50又は55}{100}$	$\frac{36,40,50又は55}{100}$
割増償却限度額 (9) × (10)	11	円	円	円
償却・準備金方式の区分	12	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金
<b>適用要件等</b>				
家屋及び建築物の区分	13	共同住宅・長屋	共同住宅・長屋	共同住宅・長屋
各独立部分ごとの専用床面積 (長屋にあってはその床面積)	14	m <sup>2</sup> 戸	m <sup>2</sup> 戸	m <sup>2</sup> 戸
		m <sup>2</sup> 戸	m <sup>2</sup> 戸	m <sup>2</sup> 戸
		m <sup>2</sup> 戸	m <sup>2</sup> 戸	m <sup>2</sup> 戸
該当する各独立部分の戸数	15	戸	戸	戸
地方公共団体の長の証明年月日	16	平・・	平・・	平・・
その他参考となる事項	17			

特別償却の付表（三十） 平十五・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

## 特別償却の付表（三十）の記載の仕方

- この付表（三十）は、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第47条第3項《高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却》若しくは平成15年改正前の租税特別措置法（以下「平成15年旧措置法」といいます。）第47条第3項《高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて措置法第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は措置法第68条の34第3項《高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却》若しくは平成15年旧措置法《高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。
- 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかっこの中に記載してください。
- 「高齢者向け優良賃貸住宅の種類1」は、その高齢者向け優良賃貸住宅が「建物」又は「建物附属設備」のいずれの種類に該当するかの区分に応じ、それぞれ該当するものを○で囲みます。
- 「家屋の構造又は設備の名称2」には、建物についてはその構造を、建物附属設備についてはその設備の名称を記載します。
- 「細目及び耐用年数3」には、耐用年数省令別表第一に基づき、その細目を記載します。また、（ ）内には、新築の時の耐用年数を記載します。
- 「取得価額7」には、取得等をした建物又は建物附属設備全体の取得価額を記載します。
- 「同上のうち対象となる部分の取得価額8」には、取得等をした建物又は建物附属設備のうち、高齢者向け優良賃貸住宅に該当する部分に対応する取得価額を記載します。
- 「割増償却率10」の分子は、取得等の時期及び高齢

者向け優良賃貸住宅の耐用年数の区分に応じ、それぞれ次の数字を○で囲みます。

- 平成15年4月1日以後に取得等をしたもの
  - 耐用年数が35年以上である場合…「50」
  - 上記イ以外の場合…「36」
- 平成15年3月31日以前に取得等をしたもの
  - 耐用年数が35年以上である場合…「55」
  - 上記イ以外の場合…「40」
- 「償却・準備金方式の区分12」は、その高齢者向け優良賃貸住宅につき直接に割増償却を行うか、又は割増償却に代えて割増償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。
- 「適用要件等」の各欄は、その対象資産が高齢者向け優良賃貸住宅に該当する旨の事項を該当欄に次により記載します。

なお、対象資産が建物附属設備である場合には、これらの各欄の記載は要しません。

  - 「家屋及び建築物の区分13」は、それぞれ該当するものを○で囲みます。
  - 「各独立部分ごとの専用床面積14」には、共同住宅にあっては各独立部分の専用床面積（廊下、階段その他その共用に供されるべき部分の床面積を除きます。）を記載します。
  - 「該当する各独立部分の戸数15」には、租税特別措置法施行令第29条の4第7項各号（又は第39条の63第2項各号）に掲げる要件に該当する各独立部分の戸数を記載します。
  - 「地方公共団体の長の証明年月日16」には、租税特別措置法施行規則第20条の20第5項第1号（又は第22条の41第4項第1号）に掲げる証明書の証明年月日を記載してください。
  - 「その他参考となる事項17」には、その対象資産が高齢者向け優良賃貸住宅に該当するものであることを判定する上で参考となる事項を記載してください。